12　対象租税協定の一方の当事国の居住者が、9に規定する適格者に該当せず、かつ、10又は11の規定に基づき特典を受ける権利を有する場合に該当しないときにおいても、他方の当事国の権限のある当局は、当該居住者が、当該権限のある当局に対して、当該居住者の設立、取得若しくは維持又はその業務の遂行が当該対象租税協定に基づく特典を受けることをその主たる目的の一つとしたものでないことについて十分に立証するときに限り、当該対象租税協定の目的を考慮した上で、当該対象租税協定に基づく全ての特典又は特定の所得についての特典を与えることができる。一方の当事国の居住者からこの12の規定に基づく要請を受けた他方の当事国の権限のある当局は、当該要請を認め、又は拒否する前に、当該一方の当事国の権限のある当局と協議する。

13　簡素化された特典制限規定の適用上、

(a)　「公認の有価証券市場」とは、次の有価証券市場をいう。

(i)　いずれかの当事国の法令に基づいて設立され、かつ、規制される有価証券市場

(ii)　当事国の権限のある当局が合意するその他の有価証券市場

(b)　「主たる種類の株式」とは、法人の議決権及び価値の過半数を占める一若しくは二以上の種類の株式又は団体の議決権及び価値の過半数を占める一若しくは二以上の種類の受益に関する持分をいう。

(c)　「同等受益者」とは、対象租税協定の一方の当事国の法令、当該対象租税協定又は他の国際的な枠組みに基づいて所得について当該一方の当事国によって与えられる特典であって、当該対象租税協定に基づいて当該所得について与えられる特典と同等のもの又はより有利なものを受ける権利を有するであろう者をいう。ある者が配当に関して同等受益者であるか否かを決定するに当たり、その者は、当該配当について特典を申請する法人が保有する当該配当を支払う法人の資本と同一の当該資本を保有するものとみなす。

(d)　法人でない団体について、「株式」とは、株式と同等の持分をいう。

(e)　一方の者と他方の者とは、当該一方の者が当該他方の者の受益に関する持分の五十パーセント以上（法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント以上）を直接若しくは間接に所有する場合又は他の者がそれぞれの者の受益に関する持分の五十パーセント以上（法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント以上）を直接若しくは間接に所有する場合には、「関連する者」であるものとする。いかなる場合にも、一方の者と他方の者とは、全ての関連する事実及び状況に基づいて、当該一方の者が当該他方の者を支配している場合又は両者が一若しくは二以上の同一の者によって支配されている場合には、関連する者であるものとする。

14　簡素化された特典制限規定は、対象租税協定に基づく全ての特典を受ける権利若しくは対象租税協定に基づく特典（居住者とみなされる当事国、関連企業又は無差別待遇に関する当該対象租税協定の規定に基づくもの及び特典を与えられる者が当事国の居住者に限定されないものを除く。）を受ける権利を有する者を一若しくは二以上の類型別に区分された基準を満たす居住者に制限することを規定する当該対象租税協定の規定に代えて、又は当該規定がない対象租税協定について、適用する。

15　締約国は、次の権利を留保することができる。

(a)　締約国が、詳細な特典制限規定と導管を用いた金融の仕組みに対処する規則又は主要目的基準のいずれかとの組合せを採用する意図を有し、これによって、ＯＥＣＤ／Ｇ20ＢＥＰＳ措置に基づく最低基準であって条約の濫用を防止するためのものを満たすことを前提として、対象租税協定について、1の規定を適用しない権利。この場合には、全ての当事国は、当該最低基準を満たす相互に満足すべき解決を得るよう努める。

(b)　仕組み若しくは取引又は仕組み若しくは取引に関与する者の主たる目的又は主たる目的の一つが対象租税協定に基づいて与えられる特典を得ることであった場合に当該対象租税協定に基づいて与えられる全ての特典を与えないことを規定する規定を含む対象租税協定について、1の規定（4の規定を適用することを選択した締約国については、1及び4の規定）を適用しない権利

(c)　14に規定する規定を含む対象租税協定について、簡素化された特典制限規定を適用しない権利

16　7の規定に従い一又は二以上の締約国による対象租税協定に基づく特典の付与に関して簡素化された特典制限規定を適用する場合を除くほか、6の規定に従い簡素化された特典制限規定を適用することを選択する締約国は、一又は二以上の他の当事国が簡素化された特典制限規定を適用することを選択していない対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利を留保することができる。この場合には、全ての当事国は、ＯＥＣＤ／Ｇ20ＢＥＰＳ措置に基づく最低基準であって条約の濫用を防止するためのものを満たす相互に満足すべき解決を得るよう努める。

17　(a)　15(a)の規定に基づく留保を付さない各締約国は、15(b)の規定に基づく留保の対象とならない各対象租税協定が2に規定する規定を含むか否か並びに当該規定を含む場合には当該規定の条及び項の番号を寄託者に通告する。全ての当事国が対象租税協定の規定についてその通告を行った場合には、1の規定（該当する場合には、1及び4の規定）は、当該対象租税協定の規定に代わる。その他の場合には、1の規定（該当する場合には、1及び4の規定）は、当該対象租税協定の規定が1の規定（該当する場合には、1及び4の規定）と両立しない限りにおいて、当該対象租税協定の規定に優先する。この(a)の規定に従って通告を行う締約国は、暫定的な措置として1の規定のみを適用することを受け入れるが、可能なときは、二国間の交渉を通じて1の規定に加えて、又は代えて特典制限規定を採用する意図を有する旨の説明を当該通告に含めることができる。

(b)　4の規定を適用することを選択する各締約国は、その選択を寄託者に通告する。4の規定は、全ての当事国がその通告を行った場合に限り、対象租税協定について適用する。

(c)　6の規定に従い簡素化された特典制限規定を適用することを選択する各締約国は、その選択を寄託者に通告する。当該締約国が15(c)の規定に基づく留保を付する場合を除くほか、その通告には、14に規定する規定を含む対象租税協定の条及び項の番号の一覧を含める。

(d)　6の規定に従い簡素化された特典制限規定を適用することを選択しないが、7(a)又は(b)の規定を適用することを選択する各締約国は、その選択する規定を寄託者に通告する。当該締約国が15(c)の規定に基づく留保を付する場合を除くほか、その通告には、14に規定する規定を含む対象租税協定並びに当該規定の条及び項の番号の一覧を含める。

(e)　全ての当事国が(c)又は(d)の規定に従って対象租税協定の規定について通告した場合には、簡素化された特典制限規定は、当該対象租税協定の規定に代わる。その他の場合には、簡素化された特典制限規定は、当該対象租税協定の規定と両立しない限りにおいて、当該対象租税協定の規定に優先する。

第八条　配当を移転する取引

1　一方の当事国の居住者である法人が支払う配当の受益者又は受領者が他方の当事国の居住者である法人であって当該配当を支払う法人の資本、株式、議決権又はこれらに類する持分を一定の量を超えて所有し、保有し、又は支配するものである場合に当該配当について租税を免除し、又は当該配当に対して課することができる租税の率を制限する対象租税協定の規定は、当該規定に規定する所有に関する要件を当該配当の支払の日を含む三百六十五日の期間を通じて満たす場合に限り、適用する。当該期間の計算に当たり、当該株式を保有する法人又は当該配当を支払う法人の組織再編成（合併及び分割を含む。）の直接の結果として行われる所有の変更は、考慮しない。

2　1に規定する最短保有期間は、1に規定する対象租税協定の規定に規定する最短保有期間に代えて、又は当該最短保有期間を規定していない対象租税協定について、適用する。

3　(a)　締約国は、次の権利を留保することができる。

(b)　対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利

対象租税協定について、1に規定する規定が次の期間のいずれかを含む場合には、この条の規定の全部を適用しない権利

(i)　最短保有期間

(ii)　三百六十五日よりも短い最短保有期間

(iii)　三百六十五日よりも長い最短保有期間

4　3(a)の規定に基づく留保を付さない各締約国は、各対象租税協定が1に規定する規定（3(b)の規定に基づく留保の対象とならないものに限る。）を含むか否か並びに当該規定を含む場合には当該規定の条及び項の番号を寄託者に通告する。1の規定は、全ての当事国が対象租税協定の規定についてその通告を行った場合に限り、当該対象租税協定の規定について適用する。